## 岩手県収用委員会告示第5号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成29年4月11日

岩手県収用委員会 会長 八木橋 伸 之

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道45号改築工事(三陸北縦貫道路・岩手県下閉伊郡田野畑村真木沢地内から同村菅窪地内まで、同村沼袋地内から同郡普代村第11地割字柏木平地内まで、同村第16地割字天拝坂地内から同県九戸郡野田村大字玉川第2地割字日影山地内まで及び同村大字玉川第5地割字上代川地内から久慈市新井田第4地割地内まで)及びこれに伴う附帯工事並びに市道、村道及び二級河川付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地 番	地目	土地登記簿の地 積	実測 地積	1	使用しよう とする土地 の面積		備考
岩手県	不明。ただし、	不明。ただし、	不明。ただし、	筆界未	303. 41 m <sup>2</sup>	3, 390. 52 m²	山林	別図1に①、②
下閉伊	1番2、2番2	1番2は山林、	1番2は15,471	確定に	115. 81 m²	45. 79 m²		及び③として赤
郡普代	、3番1、8番	2番2は山林、	㎡、2番2は	つき不	2, 619. 33 m <sup>2</sup>	34. 09 m²		色で、⑦として
村第22	1、8番3又は	3番1は山林、	1,619㎡、3番	明				黄色で、⑧及び
地割字	9番1	8番1は山林、	1 は12,029㎡、					⑨として緑色で
沢向		8番3は山林、	8番1は31,679					表示する部分
		9番1は山林	㎡、8番3は					
			7,213 ㎡、9番					
			1 /133, 887 m²					
	不明。ただし、	不明。ただし、	不明。ただし、	筆 界 未	÷ 46. 52 m²	19. 79 m²	河川	別図2に④とし
	1番3又は8番	1番3は山林、	1番3は2,072	確定に	-			て赤色で、⑩と
	3	8番3は山林	㎡、8番3は	つき不	;			して緑色で表示
			7, 213 m²	明				する部分
岩手県	不明。ただし、	不明。ただし、	不明。ただし、	筆 界 未	77. 43 m²	6. 52 m²	山林	別図3に⑤とし
下閉伊	112番又は113番	112番は山林、	112番は35,087	確定に	-	88. 50 m²		て赤色で、⑪及
郡普代	1	113番1は山林	m <sup>2</sup> 、113番1は	つき不	;			び⑫として緑色
村第21			27, 110 m²	明				で表示する部分
地割字	不明。ただし、	不明。ただし、	不明。ただし、	筆 界 未	€ 2,883.46 m²	4. 63 m²	山林	別図4に⑥とし
堀内	88番、88番1、	88番は山林、88	88番は152㎡、	確定に	<u>.</u>	21. 87 m²		て赤色で、⑬、
	88番2、112番	番1は山林、88	88番1は28,509	つき不	<u> </u>	58. 22 m²		(H), (15), (16), (17)
	、115番1、115	番2は原野、	㎡、88番2は	明		60. 41 m²		、⑱及び⑲とし
	番2、116番1	112番は山林、	10, 500 m <sup>2</sup> 、 112			9. 70 m²		て緑色で、20と
	、118番、119番	115番1は山林	番は35,087㎡、			4. 60 m²		して黄色で表示
	、120番、140番	、115番2は山	115 番 1 は			4. 30 m²		する部分
	2、141番3、	林、116番1は	26, 773 m²、115			10, 489. 73 m²		

	1	1	i .	•		ì	, .
145番1、145番	山林、118番は	番2は1,388㎡					
2又は145番1	山林、119番は	、116番1は					
地先	山林、120番は	67, 606 m <sup>2</sup> 、 118					
	山林、140番2	番は5,586 m <sup>2</sup> 、					
	は原野、141番	119番は9,239㎡					
	3は原野、145	、 120 番 は					
	番1は山林、	17, 084 m <sup>2</sup> 、 140					
	145番2は原野	番2は876㎡、					
	、145番1地先	141番3は595㎡					
	はなし	、145番1は					
		4,504㎡、145番					
		2 は3,180 ㎡、					
		145番1地先は					
		なし					
不明。ただし、	不明。ただし、	不明。ただし、	筆界未	なし	7, 538. 23 m²	山林	別図5に②、②
1番、7番1、	1番は山林、7	1番は154,958	確定に		92. 66 m²	、原	、②、②及び②
150番1、164番	番1は山林、	㎡、7番1は	つき不		198. 98 m²	野、	として黄色で表
、165番、166番	150番1は原野	81, 163 m <sup>2</sup> 、 150	明		53. 85 m²	雑 種	示する部分
又は1番地先	、164番は山林	番1は1,776㎡			10, 193. 06 m <sup>2</sup>	地、	
	、165番は山林	、 164 番 は				公 衆	
	、166番は山林	20, 456 m <sup>2</sup> 、 165				用道	
	、1番地先はな	番は8,016 ㎡、				路、	
	L	166番は81,068				水路	
		㎡、1番地先は					
		なし					

- 4 土地所有者の氏名及び住所 別紙1のとおり。
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 別紙2のとおり。
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年4月4日

備考 「別図」及び「別紙」は、省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。